

地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）公告

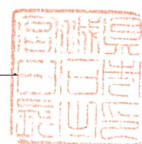
白石市公告 第 69 号

地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告、縦覧する。

利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）について縦覧期間満了日まで、当市に意見書を提出することができる。

令和7年10月2日

白石市長 山 田 裕



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）を作成した地区
大平地域（森合、中目、坂谷）
大鷹沢地域（大町、鷹巣、三沢）
福岡地域（蔵本、長袋、八宮）
深谷地域（深谷）
小原地域（小原）
- 2 地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）の縦覧期間
自 令和7年10月 3日
至 令和7年10月16日
- 3 地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）の縦覧場所
白石市市民経済部農林課
白石市福岡長袋字陣場が丘12-13（白石市農林振興センター内）
白石市ホームページ
- 4 地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に対する意見について
 - （1）提出先 白石市市民経済部農林課
 - （2）提出方法 意見を記載した書面を郵送、ファックス又は持参により提出
 - （3）提出期限 令和7年10月16日
 - （4）意見書の処理方法
意見に対する個別の対応は行わず、促進計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告する。

(5) 注意事項

- ア 住所、氏名、職業を記載（法人の場合、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載のこと）
- イ 意見書は日本語によること
- ウ 促進計画変更（案）以外に対しては意見書を提出できない